

申告のご案内

申告期限は3月15日まで！期限内に申告を

受付日程や会場は下表のとおりです。混雑緩和のため、地区指定日での申告にご協力ください。
なお、平成29年分所得税の確定申告の日程などは、広報かがやき1月号又は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ／市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

◆申告受付日程 受付時間＝9時～15時

とき	申告会場	地区	
2月22日(木)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台	
2月23日(金)		関新田、新井、境、上会下、屈巢	
2月27日(火)	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見	
2月28日(水)		筑波、吹上本町、南	
3月1日(木)		大芦、下忍	
3月2日(金)		北新宿、新宿、鎌塚	
3月5日(月)		榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷	
3月7日(水)		田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
3月8日(木)		箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稲荷町、赤見台
3月9日(金)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町	
3月13日(火)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町	
3月14日(水)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根	
3月15日(木)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川	

※申告受付期間中は、市民税課及び支所窓口での受付は行いません

※各施設の駐車場は、台数に限りがあり利用できない場合がありますので、なるべく公共交通機関等をご利用ください。

■市・県民税の申告が必要な方

対象／平成30年1月1日現在で市内に住所があり、平成29年1月1日～12月31日の収入状況が次の(1)～(5)のいずれかに該当し、所得税の確定申告の必要がない方

- (1)営業等・農業・不動産の所得がある方
- (2)給与所得者で次の事項に該当する方
 - 主たる給与所得以外に20万円以下の各種所得がある方
 - 年末調整の際に申告した控除以外の各種控除（医療費、寄付金など）を受ける方
 - 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
- (3)公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要がなく次の事項に該当する方
 - 公的年金等の収入以外の各種所得がある方
 - 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（天引きされている社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、寡婦（寡夫）など）以外の各種控除（医療費、生命保険料、寄附金など）を受ける方
- (4)公的年金以外の年金、保険の満期返戻金などの雑所得や一時所得のある方
- (5)平成29年中に収入がなかった方（市内在住の親族に扶養されており、その親族の方が申告又は年末調整で扶養親族の申告をしている場合を除く）

注意／扶養されている方でも、保育所入所・公営住宅入居等の申請に各種証明書を必要とする方、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受ける方、福祉・介護・国保関係の軽減措置や給付を受ける方は申告が必要です

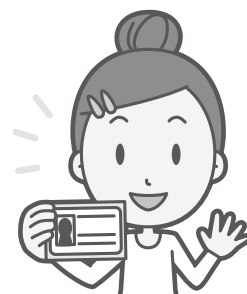
■申告書の送付

前年の状況をもとに、市・県民税の申告が必要と思われる方へ申告書類（市民税課・両支所及び市ホームページにもあります）を1月下旬に郵送しています。



■ 申告に必要なもの

- (1)マイナンバー（個人番号）確認書類
- (2)身元確認書類
- (3)印鑑
- (4)収入金額や経費の分かる次の書類
 - 営業等・農業・不動産の所得がある場合＝記入済の収支内訳書や領収書など
 - 給与・年金収入がある場合＝源泉徴収票、支払者の証明書など
 - 各種控除を受ける場合＝証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・寄附金など）又は領収書
 - 医療費控除又はセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける場合＝医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書（セルフメディケーション税制を受ける場合は予防接種の領収書や健康診断の結果通知等、疾病予防への取組が分かる書類）
 - 障害者控除を受ける場合＝障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書
 - 寡婦（寡夫）控除に該当する方は、相談時に申し出てください



■ マイナンバーが必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、マイナンバーの記載が必要となりました。手続きの際に下記の書類を必ず持参してください。

- (1)マイナンバーカードをお持ちの方は→マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能です
- (2)マイナンバーカードをお持ちでない方は→番号確認書類と身元確認書類が必要です
- (3)申告者以外の方が申告する場合は→申告者本人の番号確認書類と身元確認書類が必要です

個人番号確認書類	●マイナンバーカード ●通知カード 等
身元確認書類	●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●年金手帳 ●健康保険証 ●在留カード ●障害者手帳 等

※配偶者控除、扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族のマイナンバーの記載も必要です（控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要）

■ 待ち時間短縮のために

医療費控除又はセルフメディケーション税制を受ける方は、明細書が必要となりますので、事前に作成をお願いします

■ 郵送申告をご利用ください

無収入の方の申告や年末調整済の源泉徴収票の写しを添付することで申告が完了する場合は、申告書に必要な事項を記入し、市民税課（〒365-8601中央1-1）へ郵送できます

郵送申告をする場合は、個人番号確認書類・身元確認書類の写しの添付が必要です

上尾税務署からのお知らせ

■ 医療費控除を受ける方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。なお、平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

注意／提出が不要となる領収書には、医師等が発行した医療費控除を受けるために必要な証明書（例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）は含まれません。